

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会

第1回宿泊衛生専門委員会



行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

令和 7 年 2 月 7 日（金）

会場 エア・ウォーターアリーナ松本

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会
宿泊衛生専門委員会名簿

【委員長】 1名 (順不同・敬省略)

選出区分	機関・所属団体名	役 職	氏 名
産業・経済・観光関係	一般社団法人 松本観光コンベンション協会	副会長	二 木 伸 次

【副委員長】 1名

選出区分	機関・所属団体名	役 職	氏 名
医療・福祉関係	一般社団法人 松本市医師会	課長	丸 山 徹

【委員】 10名

選出区分	機関・所属団体名	役 職	氏 名
医療・福祉関係	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	障害福祉課長	降 旗 英 明
医療・福祉関係	松本市保健所	保健総務課長	田 中 正 一
医療・福祉関係	一般社団法人 松本市歯科医師会	常務理事	栢 本 大 祐
医療・福祉関係	一般社団法人 松本薬剤師会	会長	田 多 井 健 介
医療・福祉関係	公益社団法人 長野県看護協会松本支部	支部長	西 沢 博 子
宿泊・飲食・衛生関係	松本市内ホテル旅館組合連合会	会長	中 澤 伸 友
宿泊・飲食・衛生関係	一般社団法人 松本市アルプス山岳郷	事務局長	宮 下 了 一
宿泊・飲食・衛生関係	一般社団法人 長野県食品衛生協会 松本食品衛生協会	常務理事	縣 秀 享
宿泊・飲食・衛生関係	公益社団法人 長野県栄養士会中信支部	副支部長	成 瀬 祐 子
宿泊・飲食・衛生関係	松本市食生活改善推進協議会	会長	赤 羽 み ち 子

合計 12名

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会 第 1 回宿泊衛生専門委員会 次第

日時：令和 7 年 2 月 7 日(金) 16:00 ～ 17:00

場所：エア・ウォーターアリーナ松本 大会議室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 委員紹介

4 説明事項

説明事項 1 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

説明事項 2 松本市開催予定競技等及び開催予定施設

説明事項 3 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会専門委員会の概要

説明事項 4 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市開催推進総合計画

5 審議事項

審議事項 1 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市宿泊基本計画（案）

審議事項 2 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市医事・衛生基本計画（案）

6 その他

7 閉会

[添付資料]

資料 1 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会会則

資料 2 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会専門委員会規程

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものです。

全国障害者スポーツ大会（全障スポ）は、障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として行われます。

※ 令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、国民体育大会から「国民スポーツ大会」に名称が変更され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となります。

2 大会の開催時期等

国民スポーツ大会（開催基準要項）

- 開催時期：9月中旬～10月中旬
- 開催期間：11日間以内

全国障害者スポーツ大会（開催基準要綱）

- 開催時期：原則として国スポ実施の直後
- 開催期間：3日間

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県となります。また、各競技会については、公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村及びその他の関係団体となります。

4 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年 令和10年（2028年）
大会名称 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
愛称 信州やまなみ国スポ・全障スポ
スローガン 行こう。それぞれの頂へ。
マスコット アルクマ



5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

(1) 正式競技(37 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	クレー射撃
なぎなた	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

(2) 特別競技 1 競技（都道府県対抗の得点対象外）

高等学校野球 硬式及び軟式

(3) 公開競技 8 競技（都道府県対抗の得点対象外）

都道府県代表参加により中央競技団体主導にて開催

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	ダラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック	スポーツチャンバラ	ダンススポーツ

(4) デモンストレーションスポーツ（都道府県対抗の得点対象外）

県内居住者を対象として実施する競技（※大会ごとに種目決定）

マレットゴルフ	少林寺拳法	スポーツウエルネス吹矢
チャレンジフェスティバル ～小中学生のためのスポーツ 体験交流会～	スマートフェンシング	森林セラピー

【全国障害者スポーツ大会】

(1) 正式競技 14 競技

○個人競技

競技名	障がい区分
陸上競技	身体・知的
水泳	身体・知的
アーチェリー	身体
卓球	身体・知的・精神
フライングディスク	身体・知的
ボウリング	知的
ボッチャ	身体

○団体競技

競技名	障がい区分
バスケットボール	知的
車いすバスケットボール	身体
ソフトボール	知的
グランドソフトボール	身体
バレーボール	身体・知的・精神
サッカー	知的
フットソフトボール	知的

(2) オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技
(※大会ごとに種目決定)

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし、開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施されるプログラム。

7 先催県参加者数

(1) かがしま国体・大会参加者数

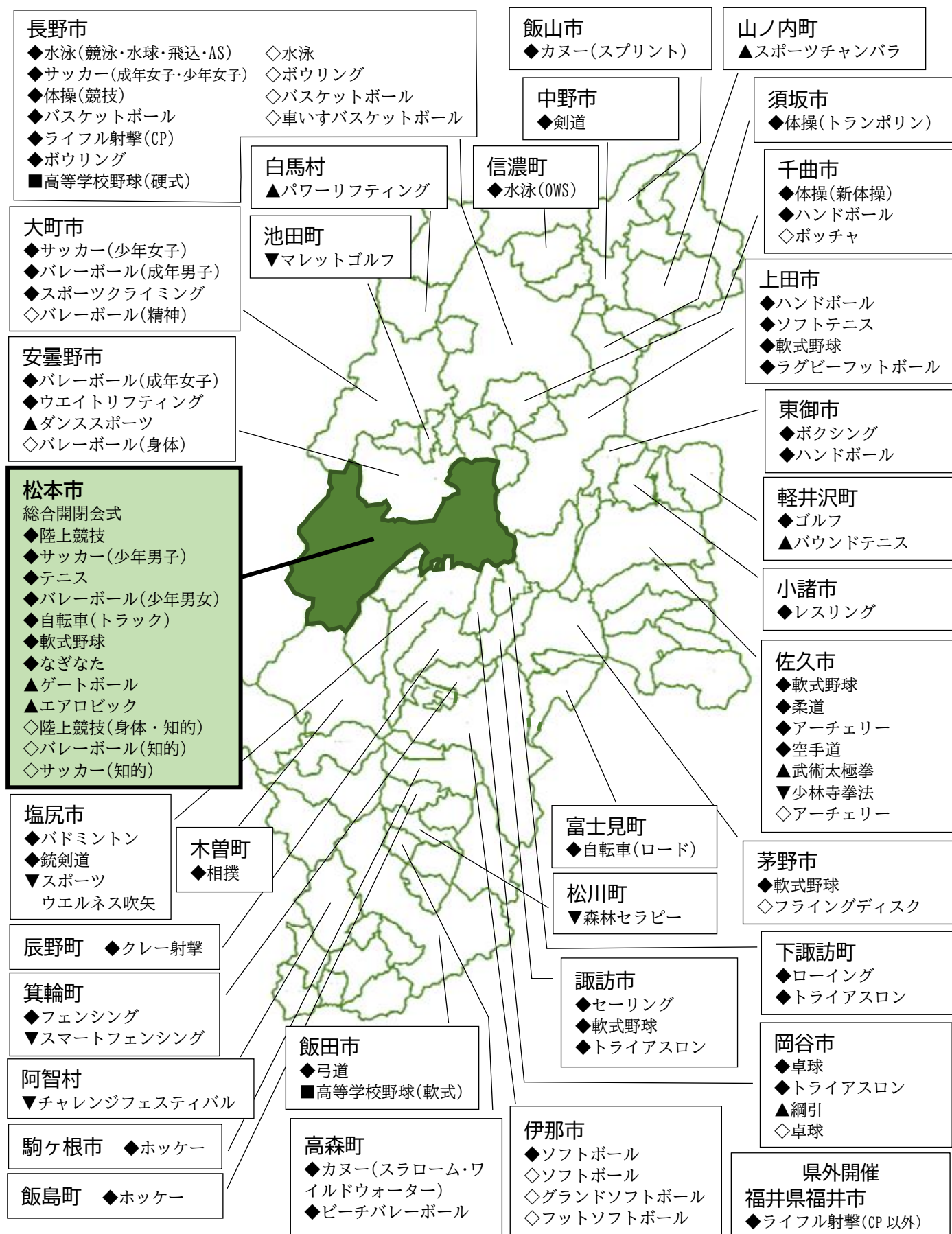
(※県全体：延べ人数)

	特別国民体育大会 2023かがしま国体実績	特別全国障害者スポーツ大会 2023かがしま大会実績
選手・監督	85,462人	22,745人
大会関係者	119,511人	39,668人
観覧者	443,203人	22,096人
合計	648,176人	84,509人

※ 大会関係者：大会役員、競技会役員、補助員、報道員、視察員等

第 82 回国民スポーツ大会（本大会）・第 27 回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村

（凡例）国スポ：◆正式競技（本大会） ▲公開競技 ▼デモンストレーションスポーツ ■特別競技 全障スポ：◇正式競技



説明事項 2

松本市開催予定競技等及び開催予定施設

1 国民スポーツ大会

○正式競技（7 競技）

No	競技種目	種 別	開催予定施設
1	陸上競技	全種別	長野県松本平広域公園陸上競技場
2	サッカー	少年男子	サンプロアルウィン （長野県松本平広域公園総合球技場）
			長野県松本平広域公園芝生グラウンド
			長野県松本平広域公園球技場
			松本市サッカー場
3	テニス	全種別	松本市浅間温泉庭球公園
			長野県松本平広域公園庭球競技場
4	バレーボール （6人制）	少年男子 少年女子	エア・ウォーターアリーナ松本 （松本市総合体育館）
5	自転車 （トラック・レース）	男子A 男子B 女子	松本市美鈴湖自転車競技場
6	軟式野球	成年男子	セキスイハイム松本スタジアム （松本市野球場） 信州グリーンローズスタジアム四賀 （松本市四賀球場）
7	なぎなた	成年女子 少年女子	エア・ウォーターアリーナ松本 （松本市総合体育館）

○公開競技（2 競技）

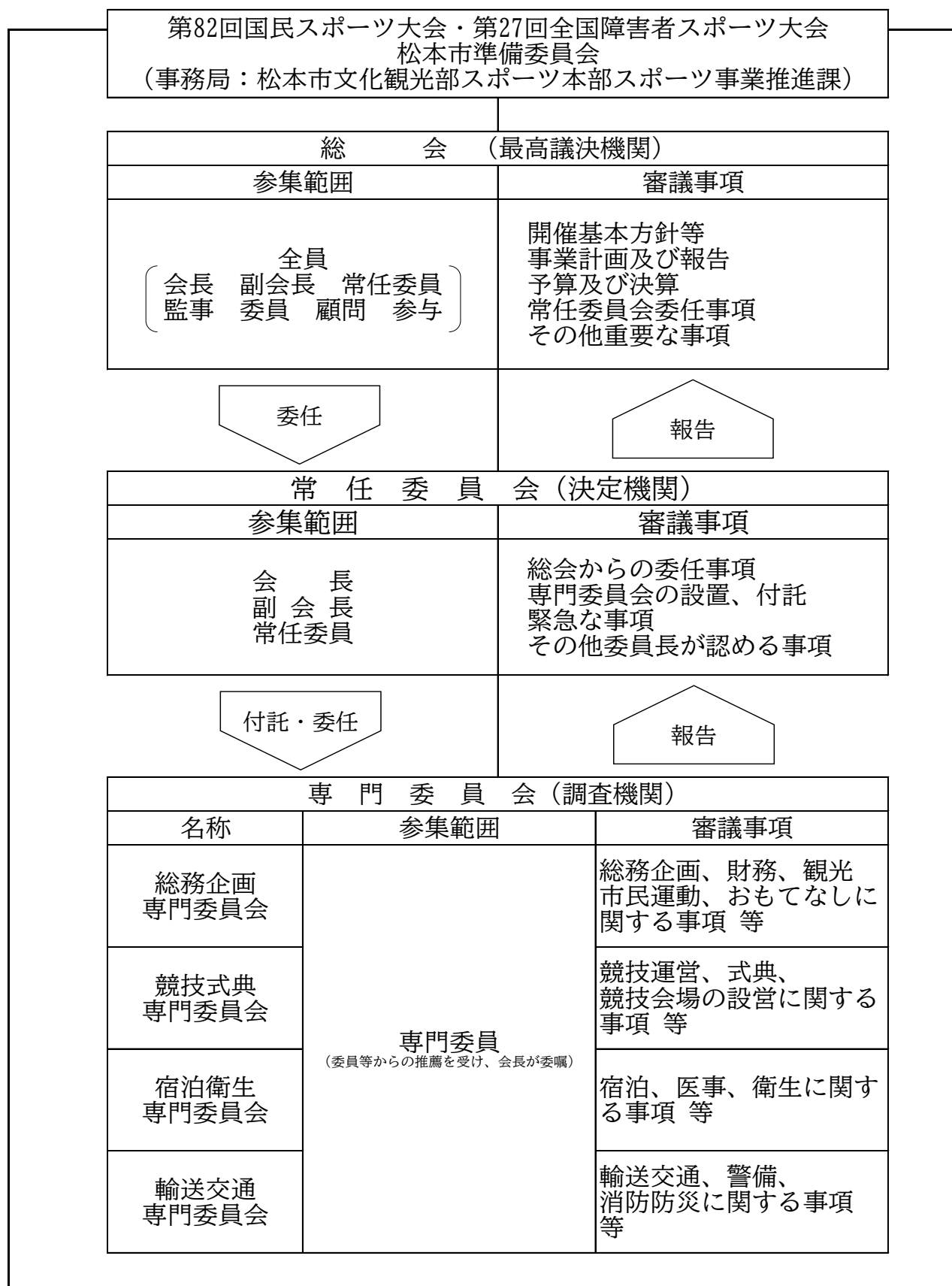
No	競技種目	種別	開催予定施設
1	ゲートボール	全種別	松本市かりがねサッカー場
2	エアロビック	全種別	エア・ウォーターアリーナ松本 （松本市総合体育館）

2 全国障害者スポーツ大会

No	競技種目	種別区分	開催予定施設
1	陸上競技	身・知	長野県松本平広域公園陸上競技場
2	バレーボール	知	エア・ウォーターアリーナ松本 (松本市総合体育館)
3	サッカー	知	サンプロアルウィン (長野県松本平広域公園総合球技場) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場のいずれか

説明事項3

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
松本市準備委員会組織図



第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市開催推進総合計画

1 趣旨

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ 国スポ・全障スポ」の成功に向け、松本市民の総力を結集し、「三ガク都に象徴される松本らしさの『シンカ』（進化・深化）」につながる大会を目指し、松本市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進項目

(1) 総務企画

長野県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下、「長野県等」という。）と緊密に連携し、本大会の開催を契機に、より多くの市民がスポーツへの関心・親しみをもち、松本市の魅力発信及び地域の活性化につながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

長野県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

本大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、豊かな自然、歴史と伝統に培われた文化など、松本市が持つ魅力を全国に向けて発信する。

(4) 公民連携

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が本大会の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げることにより、市全体の発展につなげる。

(5) 観光・おもてなし

充実したスポーツ環境、豊かな自然や薫り高い文化などの松本市が持つ多彩な魅力に触れていただき、選手、監督をはじめ、松本市を訪れる全ての方に「松本ファン」となってもらえるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

長野県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

長野県等と十分に協議し、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、松本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、本大会後の利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手、監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿泊の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 輸送・交通

松本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を推進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(11) 医事・衛生

選手、監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、長野県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防体制の確立を図る。

3 年次計画

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会松本市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりである。

別表 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		
西暦		2023		2024		2025		2026		2027		2028		
逆年		開催5年前		開催4年前		開催3年前		開催2年前		開催1年前		開催年		
国スポ・全障スポ開催県		鹿児島県		佐賀県		滋賀県		青森県		宮崎県		長野県		
組織		大会開催内定		各 年 開 催	日スポ協・文科省総合視察									
		準備委員会設立準備			大会開催・会期決定									
		設立総会			実行委員会へ改組									
		総会開催												
		常任委員会開催												
		総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催		各 年 開 催			リハ大会実施本部設置		大会実施本部設置					
総務企画専門委員会	総務企画 財務	県連絡調整等		開催推進総合計画策定										
		大会経費調査検討			リハ大会経費検討		リハ大会予算編成		本大会経費予算編成					
		全体会期調査					識別用品整備要項策定		リハ大会遺失物・拾得物取扱実施		大会遺失物・拾得物取扱実施			
							保険加入要項策定		リハ大会保険加入		大会保険加入			
	広報			広報基本計画策定	協賛取扱要項策定		協賛の推進							
					広報啓発活動の推進									
					実行委員会HP開設・運営									
					大会報告書編成方針検討						大会報告書作成			
	公民連携			公民連携基本計画策定	公民連携の推進				炬火イベント実施要領策定		炬火イベント実施			
					ボランティア募集要項策定		ボランティア募集		大会ボランティア業務計画策定		大会ボランティア配置			
							リハ大会ボランティア業務計画策定		リハ大会ボランティア配置					
	観光・おもてなし			観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定				ガイドブック・観光ガイドマップ作成		ガイドブック・観光ガイドマップ配布			
					案内所設置要項策定		リハ大会案内所設置		大会案内所設置					
					休憩所等設置要項策定		リハ大会休憩所等設置		大会休憩所等設置					
					売店設置要項策定		リハ大会売店設置		大会売店設置					
					歓迎装飾実施要項		リハ大会歓迎装飾実施		大会歓迎装飾実施					

年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度			
西暦		2023		2024		2025		2026		2027		2028			
逆年		開催5年前		開催4年前		開催3年前		開催2年前		開催1年前		開催年			
国スポ・全障スポ開催県		鹿児島県		佐賀県		滋賀県		青森県		宮崎県		長野県			
競技式典専門委員会	競技	各種策定案作成	競技運営基本計画策定	競技運営実施計画策定				競技別実施要項策定		第82回国民スポーツ大会リハーサル大会・第27回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会	競技別プログラム作成・配布		第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会		
				競技用具整備の実施											
			競技役員等編成検討						競技役員等編成決定・委嘱						
			競技会役員等編成検討						競技会役員等編成決定・委嘱						
			練習会場（案）作成	練習会場協力依頼		練習会場借用依頼									
			デモ競技選定	デモ競技実施要項検討							デモ競技実施要項策定			デモ競技開催	
			リハ大会実施検討	リハ大会開催基本計画策定		リハ大会競技別実施要項作成									
	式典						式典基本計画策定		式典実施要項作成		各競技 開始式・表彰式実施				
			施設	競技施設整備	施設整備基本計画策定		リハ大会設営仕様書作成		リハ大会会場設営 大会会場設営仕様書作成		大会会場設営				
宿泊衛生専門委員会	宿泊	各種策定案作成	宿泊施設用基礎調査実施	宿泊基本計画策定				大会宿泊要項作成		第82回国民スポーツ大会リハーサル大会・第27回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会	大会配宿実施				
				仮配宿シミュレーション（第一次）		仮配宿シミュレーション（第二次）		仮配宿シミュレーション（第三次）							
						リハ大会宿泊要項作成		リハ大会宿泊実施							
	医事・衛生	各種策定案作成	医事・衛生基本計画策定		医療救護対策要項策定		医療救護対策実施要領策定		救護所設置計画策定		大会救護所設置				
							リハ大会救護所設置計画策定		リハ大会救護所設置						
					感染症対策要項策定		感染症対策実施要領策定		廃棄物処理計画策定		医事・衛生本部設置				
					食品衛生対策要項策定		食絵品衛生対策実施要領策定								
					環境衛生対策要項策定		環境衛生対策実施要領策定								
											廃棄物処理実施				
輸送・交通	各種策定案作成	輸送・交通基礎調査	輸送・交通基本計画策定		輸送・交通実施要領策定		計画輸送シミュレーション		会場地輸送計画策定		輸送本部設置				
					輸送計画等調査		リハ大会輸送計画策定		リハ大会計画輸送実施						
輸送交通専門委員会	警備・消防	各種策定案作成			消防・防災・警備業務基本計画策定		消防・防災・警備業務実施要領策定		大会自主警備計画策定		警備・消防本部設置				
							リハ大会消防警備計画策定		リハ大会消防警備本部設置策定						

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市宿泊基本計画（案）

1 目的

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、「松本市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿泊の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館等で大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。

エ 大会参加者を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市医事・衛生基本計画（案）

1 目的

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の医事・衛生については、「松本市開催推進総合計画」に基づき、選手、監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、長野県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の衛生管理体制を整える。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会において、松本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 松本市を代表する者
- (2) 松本市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、松本市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、

総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月24日から施行する。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

松本市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会会則（令和6年7月24日施行）第13条第3項の規定にもとづき、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称及び第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会松本市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。